

判決年月日	平成 1 6 年 8 月 3 1 日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第 1 部
事 件 番 号	平成 1 5 年 (ネ) 8 9 9 号		
○ X の登録商標の付された，X の製造販売に係るインクボトルに，Y が自ら製造するインクを充填して販売する行為が，商標権侵害に当たるとされた事例			

Xの製造販売に係る孔版印刷機（X印刷機）は，孔版印刷用インクが充填されたインクボトルを機器の該当部分に嵌め込んで使用するものであり，インクボトルには，Xの登録商標（本件登録商標）が付されている。Yらは，インク使用済みのインクボトル（空容器）に，Y１が製造する孔版印刷用インク（Yインク）を充填して，X印刷機の利用者に対して販売している。

Xは，Yらの行為が，商標権侵害に当たる旨主張して，Yらに対し，本件登録商標が付されたインクボトルを用いた孔版印刷用インクの販売の差止め，同インクボトルの廃棄，及び損害賠償を求めた。

これに対し，Yらは，顧客から使用済みのインクボトル（空容器）の引渡しを受けて，これにYインクを充填した上，当該インクボトルを当該顧客に返還しているにすぎないから，顧客は，空インクボトルに充填されているインクがYインクであると認識しており，したがって，顧客が持参する空インクボトルに本件登録商標が付されていても，Yらの行為は商標の「使用」に該当せず，本件商標権の侵害に当たらない旨主張して，争った。

原判決は，Xの請求をいずれも棄却したが，本判決は，以下の理由により，商標権侵害を認め，Xの請求を一部認容した。

すなわち，Yらは，顧客から使用済みの空インクボトルの引渡しを受けて，同形のインクボトル（引渡しを受けた当該インクボトルに限らない。）にYインクを充填して販売する態様の行為のみならず，顧客が空インクボトルを提供することを前提とせず，空インクボトルに充填されたYインクを販売する態様の行為をも行っており，Y１は，Y２及び多数の地域特約店を通じて，多数の顧客（販売先）と取引をしており，その取引規模は，個人的な小規模取引のようなものとは全く異なる大規模なものであり，YらがYインクの販売の際に使用するパンフレット，注文書等には，X印刷機やこれに対応したインクカートリッジの名称がそのまま使用されている反面，上記パンフレットには，「YインクがXと無関係に製造されたものである」旨のいわゆる打ち消し表示もされておらず，むしろYインクがXの純正インクであるかの如き誤解を招く記載もあり，Yらが顧客に納品する，Yインクの充填されたインクボトルにも，本件登録商標が付されたままであり，いわゆる打ち消し表示もされておらず，Yらの顧客において，実際にインクを使用する者のみならず，購買担当者も，YインクがXとは無関係に製造されたものである点について正確な理解をしていない事例があり，孔版印刷用インクについては，購入後に再譲渡されることも一般に行われている。これらの事情によれば，YらのYインクの販売行為が，市

場における取引者，需要者の間に，「本件登録商標が付されたインクボトルに充填されたインクがXを出所とするものである」との誤認混同のおそれを生じさせていることは明らかであるから，本件登録商標は，商品（インク）の取引において出所識別機能を果たしているものであって，Yらの行為は，実質的にも本件登録商標の「使用」に該当し，本件商標権を侵害するものというべきである，と判示した。